

島根県農地中間管理事業 の推進に関する基本方針

平成26年3月
島 根 県

I 趣旨

島根県農地中間管理事業の推進に関する基本方針は、農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第3条に基づき、島根県において、「担い手が利用する農用地の面積の目標」、「農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標」、「農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向」、「農地中間管理事業の実施方法」、「農地中間管理事業を推進するための施策」、「農地中間管理事業に関する普及啓発」、「県、市町村、機構及び関係団体等の連携及び協力」について定めるものである。

II 基本方針

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者(以下「担い手」)が利用する農用地の面積の目標

島根県における担い手が利用する農用地の面積目標は、国全体の集積目標「担い手に全農地の8割を集積」を達成するため、国が各都道府県に割り当てた集積面積とする。

項 目	現 在 (平成 24 年度)	概ね 10 年後 (平成 35 年度)
耕地面積(A)	38,000ha	38,000ha
うち担い手が利用する面積(B)	10,866ha	25,393ha
○認定農業者	1,173 経営体	同左の経営体に加え、 共同利用型や農作業 受託型の集落営農組 織の法人化等を目指 す。(「5農地中間管理事 業を推進するための施策」 を参照)
うち個人	917 経営体	
うち法人	256 経営体	
○集落営農	83 組織	
○認定就農者	注2) (286経営体)	
○その他	48 経営体	
(B) / (A)	29%	67%

注1)集積の対象となる担い手については、①認定農業者、②特定農業法人、③基本構想基準到達者、④特定農業団体、⑤集落内の営農を一括管理・運営している集落営農とすると指定されている。

なお、表中の「認定農業者」は、①を個人と法人に区分、「集落営農」は、②の認定農業以外の特定農業法人と④、「その他」は、③と⑤との区分をした。

注2)認定就農者が利用する面積は、平成24年度の集積面積(B)には含まれないが、平成35年度の集積面積には含まれる。

2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

- (1) 農地中間管理機構(以下「機構」という)設立後に機構が貸し付けを行う担い手のデータにより農用地の分散錯圃の状況を把握し、連たん化・団地化を図る。
- (2) 機構が農地中間管理権を有する全ての農用地について、電子地図システム化を図る。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

島根県では、高齢化の進行により農業の担い手が減少している。特に、本県の大半を占める中山間地域では、まとまった農地の確保が難しく、ほ場区画が狭隘など耕作条件が悪く、担い手不在の地域も多く存在する。そのため、島根県では、生産効率の高い個別の経営体の育成だけでなく、集落営農を中心とした担い手の育成が必要であり、これまでも、農地の維持管理や地域の維持・活性化を図る観点から、徹底した話し合いによる「集落ビジョン」や「人・農地プラン」の作成を進め、集落の中長期的な「めざす姿」の具体化や集落の農地とその担い手の明確化に取り組んできている。

このような状況を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向を次のとおりとする。

- (1) 機構を担い手への農用地の集積・集約化を進める中核的な事業体と位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用すること。
- (2) 農地中間管理事業は、適切な「人・農地プラン」が作成され、対象となる担い手が明確化されているなど農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域において重点的に実施すること。
- (3) このため、各市町村において「集落ビジョン」や「人・農地プラン」の作成と活用を進め、これらと極力連動させることにより、農地中間管理事業を効率的かつ効果的に推進すること。
- (4) 一方で、再生不能と判定されている遊休農地など、農用地として利用することが著しく困難なときは、農地中間管理権を取得しないこと。
- (5) また、農用地の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備等の業務は、地域において費用負担も含め合意ができた場合に、既存の農業農村整備事業を活用して実施すること。

<参考>

【集落ビジョン】

集落の中長期的(5～10年程度)な「めざす姿」や「こうありたいという姿」を具体的にイメージした計画を作成し、この内容に基づき地域の仕組みづくりを行う。

【人・農地プラン】

集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための計画。

4 農地中間管理事業の実施方法

農地中間管理事業の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 農地中間管理事業は、3(1)のとおり、機構が中核的な事業主体として実施するものとするが、次の業務については、機構は市町村に同意を得て委託するとともに、農用地利用配分計画の案の作成を求めることを基本とすること。

○相談窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、利用条件改善業務の実施、借受希望者との交渉、農地中間管理権を有する農用地の貸し付けを行うまでの管理等

- (2) 機構は、(1)の業務について、市町村公社、JA等が当該業務を適切に行うことができると認められる場合には、市町村に代えて、当該市町村公社、JA等に委託することができるものとする。
- (3) (1)(2)のほか、農地中間管理事業の実施方法は、知事の認可を受けて機構が作成する「農地中間管理事業規程」(以下「事業規程」という)において定めるものとする。
- (4) 「事業規程」においては、次の事項を定めるものとする。
- ① 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準の設定
 - ・適切な人・農地プランの作成・見直し、地域で農地流動化を進めようという機運の状況などの観点からの重点実施地区の設定に関する基準
 - ② 農地中間管理権を取得する農用地等の基準の設定
 - ・集落・地域での話し合いに基づく「集落ビジョン」や「人・農地プラン」などでの利用見込みや借り受け希望者の募集状況等の面から、農地中間管理権を取得する農用地等の基準を設定
 - ③ 借受希望者の募集の方法
 - ・募集の時期、期間、募集の区域、インターネット・郵送などの募集方法
 - ④ 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法
 - ・人・農地プランの活用による貸し付け希望者や借り受け者の状況把握と農地中間管理権取得の時期、所有者との調整など農地中間管理権の取得方法
 - ⑤ 農用地利用配分計画の決定方法(貸付先決定ルール)
 - ・農用地の借り受け希望者の規模拡大や経営耕地の分散錯圃の解消、既存の耕作者との共存を重視した決定ルール
 - ⑥ 賃料の水準等の考え方
 - ・周辺地域における整備状況等が同程度の賃料水準を基本とするなどの考え方
 - ⑦ 農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除の考え方
 - ・一定期間経過してもなお当該農用地の貸し付けができないと認められる場合や災害等により農地としての利用が困難となった場合など契約解除を行う場合の考え方
 - ⑧ 農用地等の利用条件改善業務の実施基準の設定
 - ・貸し付け先の利用改善に関する希望の把握と利用改善の合理性、利用条件改善実施後の貸し付けの確実性など利用の実施基準
 - ⑨ 相談又は苦情に応ずるための体制整備
 - ・機構の事務所に相談又は苦情の窓口を設置するなどの体制整備
 - ⑩ 市町村(農業委員会を含む。)との連携方法
 - ・人・農地プランに関する情報の共有や業務委託により地域における農地中間管理事業の窓口業務を担ってもらうなどの連携方法
 - ⑪ 業務委託の方法
 - ・市町村への業務委託の内容、市町村以外に委託する場合の相手先の選定の考え方など業務委託の方法
 - ⑫ その他必要な事項

5 農地中間管理事業を推進するための施策

担い手確保が困難な地域や担い手が不在の地域が存在する本県農業において、農地中間管理事業を効果的に推進するためには、集積された農用地を利用することとなる担い手の育成・確保対策が必要不可欠である。

このため、国庫事業や県単独事業を有効に活用し、担い手の育成・確保対策を次のとおり進める。

- (1) 耕作条件が悪く高齢化が進んでいる中山間地域等においては、集落営農組織の新規設立や法人化により地域の担い手を確保すること。
- (2) (1)によっても担い手確保が困難な集落においては、既に法人化を行った組織等のサポート経営体との連携による協業化や作業の効率化を進めること。
- (3) 既存の個別経営体について規模拡大や法人化を進めるとともに、新規就農を希望する者や他業種からの農業参入等意欲の高い担い手を幅広い分野から求めること。

6 農地中間管理事業に関する普及啓発

県や市町村等は、早期に機構を活用した仕組みの普及・定着を図るため、次のような手法により効率的な推進を図る。

- (1) 「集落ビジョン」や「人・農地プラン」の作成・プロセスにおいて、地域の関係者に機構の活用方法等について、周知徹底を図ること。
- (2) 県や各市町村で実施する農業関連の研修や勉強会を活用して、農地中間管理事業による担い手への集積・集約化の機運向上を図ること。

7 県、市町村、機構及び関係団体等の連携及び協力

農地中間管理事業の円滑な実施を図るため、県、機構、JA中央会、県農業会議、市町村（農業委員会含む）、関係団体で構成する「農地中間管理事業推進会議」を設け、会議において各組織の役割分担を明確化するとともに、密接な連携・協力の下に機構の活用を図る。

なお、新たに農地信託等事業を実施する場合等は、改めて事業推進に必要な実施組織を加えることとする。